

広島県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年五月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市音戸町渡子三丁目一〇六〇番三地从先から 呉市音戸町渡子三丁目一〇三三番三地从先まで		九・五〇〇 七・二〇〇	一六・〇〇〇 三三・八〇〇	九・〇〇	九・〇〇
					拡幅